

# 一般質問通告書

上記の件について、下記のとおり質問したいので、会議規則第 62 条第2項の規定により通告します。

令和3年 11 月 19 日  
東村山市議会議長あて

議席番号17番  
質 問 者 石橋 光明

記

## 1. 緑の面的整備の進め方、緑の管理基金の活用について

### <緑の植生管理ガイドライン>

- ① 平成25年、緑化審議会に諮問、翌年の答申を踏まえ、平成28年3月に策定された「緑の植生管理ガイドライン」。このガイドラインを策定することとなった経過や趣旨を伺う。
- ② この間、ガイドラインに則って進めてきた主な事業とその事業費(本年度予算含む)を伺う。
- ③ 事業の推進状況や公園管理の指定管理者制度の導入などにより、状況の変化が生じてくる場合もある。今後、必要に応じてガイドライン自体の見直しも考えられるが見解を伺う。

### <緑の管理基金>

- ① 平成29年3月、緑の管理基金条例が可決・施行された。改めて、当時上程された都市整備委員会の議論を踏まえ、この条例の設置目的を分かりやすくご説明いただきたい。
- ② 基金創設後、基金を活用した事業と事業費を伺う。
- ③ この基金を活用するプランとして、基金設置後、「5年くらいから地域住民との合意形成」「10年後くらいから(面的整備の)優先順位をつけて更新を行っていく」(ガイドライン内のアクションプランに同趣旨記載)と答弁があった。この期間の考え方を伺う。
- ④ ガイドライン策定後、今年度が5年、基金条例施行後、来年度が5年となる。基金を活用し面的整備を進める入口の時期、計画的に進めるための計画策定開始時期に差し掛かると考えるが、今後の進め方を伺う。
- ⑤ 面的整備の優先順位を決定する前提として、整備の候補地を選定しなければいけないが、現状、面的整備をすべき候補地は何処か。
- ⑥ 現状、正確な整備費を出すことは難しいが、今後は大規模な財源が必要と想定ができる。そこで以下伺う。

- (1) 当市のふるさと納税の使い道の 1 つに「トウキョウダルマガエルや希少動植物などがすむ水辺環境と緑の保全のために」がある。  
「市民意識調査」の「市の主な取り組みに対する評価・重要度」では、例年約8割の市民が「重要」と評価している。  
ふるさと納税として扱うかは別として、市民に「緑の保全・管理のため」の寄付を募ることに対する見解を伺う。
- (2) 令和2年度末の基金残高は約 82,000 千円である。  
想定されていると考えるが、樹木等の管理・更新に加え、植栽されている歩道の凹凸の改善なども含めた面的整備が必要である。よって、更に基金を積み増しする必要性は非常に高いと考えるが、見解を伺う。